

登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書

平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、国の出先機関は原則廃止するとの姿勢の下、地方自治体への事務・権限等の移譲による抜本的な改革を進めることが定められた。

こうした中、政府の地域主権戦略会議において、出先機関改革の一貫として、法務局の登記事務についても地方に移管すべき対象として検討されている。

言うまでもなく、国と地方の役割分担の抜本的な見直しは、真の地方自治の実現に欠くことのできない重要な課題であり、国から地方への税源移譲等による確実な財源措置の実現とともに、今後とも強力に押し進められなければならない。

しかしながら、登記制度は、安全な不動産取引の実現を通じて国民の財産を守り、国民の権利擁護に寄与するものであり、高い中立性・公正性が求められる。

また、登記の事務の執行にあたっては、高度な法律的専門知識に裏付けられた判断が不可欠であり、地域によって運用に格差が生じることのないよう、配慮していくべきである。

よって、政府及び国会におかれては、登記の事務、権限等の地方への移譲を検討する際には、上記の点を考慮するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月26日

鹿児島県議会議長 金子 万寿夫

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣官房長官
殿